

荒川地区流域治水協議会 規約 (改正案)

(名称)

- 第1条 この会議は、荒川地区流域治水協議会（以下「協議会」）と称する。
- 2 荒川地区とは、荒川流域、新川流域を指すものとする。

(目的)

- 第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、荒川地区において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

- 第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。また、別表1のアドバイザーの出席を求めることができる。
- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
 - 3 事務局は、協議会に諮り、第1項による者のほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

- 第4条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。
- 1 荒川地区で行う流域治水の全体像の共有と検討。
 - 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
 - 3 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ。
 - 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

- 第5条 協議会は、原則公開とする。ただし、実施内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

- 第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。

(事務局)

- 第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 協議会の事務局は、宮城県大河原土木事務所で行う。

(雑則)

- 第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については協議会で定めるものとする。

(附則)

- 第9条 本規約は、令和4年5月20日から施行する。
- 2 本規約は、令和6年2月9日から施行する。

別表1

(構成員)

大河原町 地域整備課長
農政課長
村田町 建設水道課長
農林課長
まちづくり振興課長
柴田町 都市建設課長
農政課長
宮城県 経済商工観光部 大河原地方振興事務所 農業農村整備部長
宮城県 大河原土木事務所 副所長(技術担当)

(アドバイザー)

国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所 流域治水課長
宮城県 土木部 河川課 総合治水対策専門監

(事務局) 宮城県 大河原土木事務所